

# 訪問看護ステーション那須

## 重要事項

医療法人社団 弘徳会

# 訪問看護 重要事項

医療法人社団 弘徳会 訪問看護ステーション那須

## 1 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

指定訪問看護事業（以下「訪問看護」という）の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援します。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図ります。

## 2 職員の職種、員数及び職種内容

令和6年3月現在

職名	資格	常勤(人)	非常勤(人)	職務内容
看護職員	看護師	6	4	訪問看護
リハビリ職員	理学療法士		8	訪問看護
リハビリ職員	作業療法士		1	訪問看護
リハビリ職員	言語聴覚士		1	訪問看護

## 3 営業日及び営業時間

営業日 平日 9:00～18:00

休業日 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

※緊急時は随時

24時間緊急時体制

休日及び時間外は、携帯電話への転送となります。

## 4 訪問看護の提供方法及び内容

### (1) 提供方法

主治医の指示書に基づき、訪問看護計画書に沿って看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行ないます。

### (2) 内容

健康状態の観察、健康相談

- ・血圧、体温、脈拍、呼吸の測定
- ・病状の観察と相談
- ・心の健康相談 など

日常生活の看護

- ・身体清潔のケア（清拭、洗髪など）

- ・排泄のケア
- ・床ずれ予防及び手当
- ・療養環境の整備

#### 在宅リハビリテーション看護

- ・体位変換、関節などの運動
- ・日常生活動作の訓練（食事、排泄）

#### 精神、心理的な看護

- ・不安な精神心理状態のケア
- ・生活リズムの取り方
- ・社会生活への復帰援助
- ・事故防止ケア、服薬ケア

#### 認知症の看護

- ・認知症の介護相談
- ・悪化防止、事故防止の相談など

#### 介護相談

- ・病状、介護、日常生活に関する相談
- ・介護及び家族の精神的支援
- ・医療、福祉サービスの紹介など

#### (3)理学療法士等による訪問看護

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護は、看護職員の代わりの訪問となり、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものとなります。

## 5 利用料金

訪問看護 利用料金(別添「訪問看護利用料金一覧」のとおり)

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として負担割合証に基づく利用者負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

通常の実施区域を越えて行う訪問看護に要した交通費は実費となります。

自動車を使用した場合の交通費は通常の実施地域を越えてから、片道概ね1kmごとに

つき100円を徴収させていただきます。但し、月の上限額は5,000円となります。

## 6 通常の事業の実施地域

那須町 那須塩原市 大田原市 白河市 西郷村

## 7 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

利用者又は、その家族から相談・苦情があった場合の対応については、円滑・迅速に対応します。

(1) 当ステーションの常設窓口

担当者 畔上 千春

電話 0287-73-5048 FAX 0287-73-5515

電話対応時間 9:00~18:00(土日祝、年末年始除く)

尚、担当者不在であっても、基本の事項については誰でも素早い対応ができるように、教育または環境整備を整え、必ず担当者に引き継ぐものとします。

(苦情)

(窓口・調査)

家族・利用者 ↔ 指定訪問看護事業者 → 管理運営会議

(回答)

管理運営会議構成員

①管理者

②指定職員

③事務職員

その他参考事項

- ・市長村、関係機関から指揮・助言を受けた場合、必要な改善を行う。
- ・苦情内容、対応措置を検討し、再発防止に努める。
- ・苦情処理記録票を作成し整備する。
- ・職員の資質向上のため研修を行う。

(2) 那須町 保健福祉課 介護保険係

電話 0287-72-6910

那須塩原市 高齢福祉課 介護管理係

電話 0287-62-7191

大田原市 高齢者幸福課 介護認定係

電話 0287-23-8678

(3) 栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課サービス担当

電話番号 028-643-2220

苦情受付対応時間 月～金曜日8:30~18:00(祝日及び12月29日~1月3日を除く)

8 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供により緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに当該利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

利用者の状態がどの程度なのか判断する

- ① 生命の危機(意識なし、呼吸なしなど)
- ② 即、入院治療が必要な程度の状態
- ③ 往診・外来受診による検査・治療が必要な程度の状態
- ④ 経過観察でよい場合

以下の手順で対応

**I 緊急度・治療の必要度を判断する**

- ↓ ① 生命の危機 ② 入院治療 ③ 往診・外来受診 ④ 経過観察
- ↓ 判断が難しい時は、主治医または連携医師または管理者に相談

**II 主治医などに報告**

- ↓ ・ 主治医または連携医師と管理者に連絡・状況説明
- ↓ ・ 医師の指示を受ける

**III 利用者への必要な対応を行う**

入院の手配

外来受診の手配

- ・ 入院・外来受診先の指示受け
- ・ 移送手段の選択
- ・ 必要物品の準備
- ・ (必要時) 同乗・同行

**IV その後の連絡・対応を行う**

・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるサービス提供中に緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに当該利用者のご家族に連絡するとともに、看護師への連絡を行い上記 I～IV が円滑に実施できるように連携します。

**9 当事業所の概要**

事業所名 訪問看護ステーション那須  
事業者主 医療法人社団弘徳会 理事長 菊地章弘  
所在地 〒329-3142 栃木県那須塩原市佐野 2-19  
電話番号 0287-73-5048  
介護保険事業者番号 0971301502

出張所の名所 訪問看護ステーション那須 白河サテライト  
出張所の所在地 〒961-8051  
福島県西白河郡西郷村字下前田東 3-3  
サンライズ新白河 A 1-C